

第 2 回「中区における生活保護制度運用上の課題に関する検証委員会」

議事概要

開催日時：令和 5 年 5 月 25 日（木）13:30～16:00

開催場所：フェニーチェ堺 3 階文化交流室

出席委員：吉永委員（座長）、嵯峨委員、普門委員

案件（1）中区関係職員へのヒアリング状況（暴行事案）について

- 冒頭、事務局から本案件に関して殺人容疑で逮捕されていた容疑者については、5 月 20 日に傷害致死及び暴行にて起訴されたとの報道があった旨報告。

- 第 1 回会議で委員から質問のあった事項、特に組織的対応に関することについて、参考資料 1 及び参考資料 2 を提示の上、事務局から説明。
また、委員から要望のあった送検、起訴された際の資料等の閲覧は、警察及び検察に確認したところ、捜査関係資料の提供は困難である旨の回答があったことを説明。
さらに、本事案に関する職員の性別については、全て男性である旨、説明。

- 本案件について、令和 4 年 4 月から同年 11 月までの概要を時系列で事務局から説明。
 - 委員から、記録が十分残されていないことについて指摘。
 - 委員から、生活保護担当の本庁課による監査が十分ではなかったのではないかと指摘。
 - 委員から、過去の経過を踏まえ、予め容疑者から保健福祉総合センターに対する不当要求が見込まれたのではないかと指摘。
 - その他、時系列の中での疑問点について委員から質疑し、事務局が応答。

- 本案件で被害者が容疑者から受けた暴行について、中区関係職員へのヒアリング結果等を踏まえ、職員同席場面を事務局から報告。
 - 委員から、暴行を認識しながら警察へ通報しなかったことについては、罰則はないものの刑事訴訟法の義務に反するのではないかと指摘。
 - その他、暴行が生じる前の出来事や暴行時の様子など、関係職員ヒアリングの内容に係る疑問点について委員から質疑、事務局が応答。

- 第 3 回会議の開催時期、方法等について
 - 第 3 回は生活保護費の取り扱いに関するを中心に事務局から報告を受け、検証を行う。
 - 会議は今回同様非公開とし、6 月に開催する。

（終了）